

第57期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の運用状況

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)



法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.housing.co.jp/>)に掲載することにより、株主の皆様提供しているものです。

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、下記のとおり決議しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の基礎として、企業活動指針及びコンプライアンス規定を定め、規範体系を明確にし、取締役、執行役員及び使用人の職務執行におけるコンプライアンス体制の確立を図ることとする。また、日常業務における具体的遵守事項を示したコンプライアンスマニュアルを制定することとする。

社長直轄のコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備・維持を図ることにより、内部統制システムの維持・向上を推進することとする。関係担当部署は、必要に応じて、規則等の策定、研修の実施を行うものとする。

内部監査部門として、執行部門から独立した業務監査室を置くこととし、内部監査規定に基づく監査を実施することとする。コンプライアンス委員会は、業務監査結果も踏まえ、コンプライアンス体制の整備に努めることとする。

法令違反行為の早期発見と是正を図るため、法令違反行為等に関する相談・通報を役職員が直接行う手段として、人事総務部及び監査役会を窓口とする内部通報制度（ヘルプライン）を設けるとともに、公益通報者保護に関する規定を定め、通報者の保護を徹底する。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断する。また反社会的勢力対策規定を制定し、社内研修等を通じて社内に周知していくとともに、反社会的勢力から接触があった場合には、必要に応じ警察その他関係機関と連携して組織的な対応を行う。

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備がある場合は必要な是正を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存については、文書管理規定に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、リスク管理規定を定め、同規定に従ったリスク管理体制を構築する。社長直轄の組織としてリスク管理委員会を設置し、全社的なリスクの事前回避、発生時の対応等リスク管理全般の問題について、適宜顧問弁護士等外部の意見も参考に対応する体制とする。また、大規模災害等緊急事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の拡大を防止し最小限に止める体制とする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催して、法定事項や経営に関する重要事項を審議するとともに、相互に情報を交換し取締役間の連携を図るものとする。また、社長及び執行役員を中心に構成される経営会議において、業務執行に関する重要事項について協議し、社長の業務執行を補佐することとする。

執行役員制度を導入し「経営の意思決定・監督機能」と「業務執行機能」を分離することにより、事業環境の変化に迅速かつ効率的・効果的に対応できる経営体制を構築する。

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規定、業務分掌規定において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

⑤ 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

イ.子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社が定める関係会社管理規定において、当社グループとして一体性を確保するため、子会社に対し、経営の管理・指導を行うとともに、一定事項について、経営会議等で定期的に報告を求めることができる。

当社は子会社に、子会社が業績、財務状況、その他業務上の重要事項について、当社に報告するため、子会社が原則として月1回開催する取締役会に当社の取締役、執行役員または使用人の出席を求めることができる。

ロ.子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社において、不正の行為または法令、定款、もしくは社内規定に違反する重大な事実、その他リスク管理上懸念のある事実が発見された場合、子会社の取締役及び監査役は、当社リスク管理委員会に報告するものとする。当社リスク管理委員会が、子会社から報告を受けた場合、速やかに事実関係を調査の上、リスク回避、軽減その他必要な措置を講じることとする。

ハ.子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループ中期経営計画を策定し、当社グループとして達成すべき目標を明確化することとする。

当社は、子会社の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正を確保するため、子会社の取締役及び監査役には、当社の取締役、執行役員及び使用人を一定数兼務させることとする。

当社グループは、原則として、共通の会計システムを導入することにより、グループ経営の一体性を維持することとする。

ニ.子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は子会社に対し、企業活動指針を遵守させるとともに、当社と同等の適切なコンプライアンス管理体制を実現するための必要な指導及び支援を行うこととする。

当社は子会社に対し、内部監査規定に基づく監査を実施することとする。

当社グループは、法令違反行為の早期発見と是正を図るため、法令違反行為等に関する相談・通報を役職員が直接行う手段として、当社の人事総務部及び監査役会を窓口とする内部通報制度（ヘルプライン）を当社グループに適用するとともに、公益通報者保護に関する規定により、通報者の保護を徹底することとする。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役から補助人を置くことを要請された場合は、速やかに監査役の補助の任にあたる使用人を定め、その使用人が任にあたることとする。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役補助者である使用人については、取締役からの独立性を確保するため、その任命、解任、人事異動等については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとする。
- ⑧ 6号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の補助の任にあたる使用人は、他部署の使用人を兼務せず、専ら監査役の指揮命令に従うこととする。

当社は監査役の補助の任にあたる使用人に対し、監査役に同行して、当社の取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保することとする。

当社は監査役の補助の任にあたる使用人に対し、監査役に同行して、代表取締役社長や会計監査人との意見交換の場に参加する機会を確保することとする。

- ⑨ 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

イ.当社の取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役、執行役員及び使用人は、会社の業務や業績に影響を与える重要な事項または法令等に違反する事実等コンプライアンス上問題がある事項について、規定に基づきコンプライアンス委員会、公益通報窓口または監査役会に報告を行うこととする。

取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、自ら直ちに監査役に報告するとともに、規定に基づく社内報告を行うこととする。前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び執行役員等に対して報告を求めることができることとする。

ロ.子会社の取締役・監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告するための体制

子会社の取締役、監査役及び使用人は、会社の業務や業績に影響を与える重要な事項または法令等に違反する事実等コンプライアンス上問題がある事項について、当社コンプライアンス委員会、公益通報窓口または監査役会に報告を行うこととする。

子会社の取締役及び監査役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、自ら直ちに当社の監査役に報告することとする。また、当社の監査役はいつでも必要に応じて、子会社の取締役及び監査役に対して報告を求めることができる。

- ⑩ 監査役へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役へ報告した当社グループの取締役、執行役員、監査役及び使用人に対し、通報または相談したことを理由として、解雇その他いかなる不利益取扱いも受けないものとし、報告者を保護することとする。
- ⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとする。
- ⑫ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
監査が実効的に行われることを確保するための体制として、内部監査部門である業務監査室の監査結果について監査役に報告することとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
「コンプライアンス規定」に則り、コンプライアンス委員会を原則毎月開催している。また、「コンプライアンスマニュアル」を、規定等の変更に併せて内容を一部見直している。
本社員スタッフには月1回以上、現場スタッフには年2回以上コンプライアンス研修を実施している。
業務監査室は「内部監査規定」に則り、各部支店に対し、原則としてあらかじめ定められた監査計画に基づき、定期的に継続して内部監査を実施している。
法令違反等に関する相談・通報がなされた場合は「公益通報者保護に関する規定」に則り、通報者の保護に努めている。
反社会的勢力への対策として、「反社会的勢力対策規定」を策定し、社内への周知を徹底するとともに、必要に応じて警察その他関係機関と連携して組織的な対応を行っている。
- ② 取締役職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会や経営会議の議事録等の書類については、「文書管理規定」に則り、その保存に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理している。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規定」に則り、リスク管理委員会を原則毎月開催している。会議に際しては、事業経営に与えるリスクの洗い出しや重要なリスクを特定し、それをモニタリングしていくことで、適宜是正措置を講じている。

また、主に大地震を想定した事業継続計画（BCP）を整備するとともに、年2回訓練を実施し、社内への浸透を図る他、適宜見直しを行っている。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は原則月1回以上開催している。会議に際しては、法定事項や経営に関する重要事項を審議するとともに、取締役相互の意見交換の場として活用されている。また、経営会議を原則月1回以上開催し、執行役員を含め業務執行に関する重要事項について協議している。

執行役員は「執行役員規定」に則り、取締役会及び取締役社長の統轄の下に職務執行を行っている。

⑤ 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

イ.子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社は当社経営会議において、原則中間・期末の計2回業績について報告している。

子会社が原則として月1回開催する取締役会には、原則当社の取締役または執行役員が出席し、適宜意見を述べている。

ロ.子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおいて、不正行為等の事実は発見されていないため、当社リスク管理委員会への報告はされていない。

ハ.子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は中期経営計画を策定し、子会社ごとに達成すべき目標を明確にしている。

子会社の取締役及び監査役には、原則として、当社の取締役及び執行役員が一定数兼務している。

当社グループには、原則として、共通の会計システムを導入し管理を行っている。

ニ.子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループに対しては、当社の企業活動指針を遵守させるとともに、子会社連絡会を開催し、コンプライアンスに関する指導・支援を行っている。

業務監査室は「内部監査規定」に則り、原則としてあらかじめ定められた監査計画に基づき、定期的に継続して当社グループに対し内部監査を実施している。

当社グループには、法令違反等に関する相談窓口としてコンプライアンス委員会を設置し、運用されている。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当事業年度は、監査役からの要請がないため、監査役を補助する使用人は置いていないが、監査役から求められた場合は速やかに対応する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するため、その任命、解任、人事異動等については、監査役会の同意を得た上で当社取締役会が決定する体制となっている。
- ⑧ 6号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役を補助する使用人については、他部署の使用人を兼務せず、専ら監査役の指揮命令に従うこと、監査役に同行して、社内の重要な会議に出席する機会を確保すること、代表取締役社長や会計監査人との意見交換の場に参加する機会を確保する等の体制となっている。
- ⑨ 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
当社グループの取締役、執行役員及び使用人が、会社の業務や業績に影響を与える重要な事項または法令等に違反する事実等コンプライアンス上問題がある事項を知った場合、「コンプライアンス規定」に則り、コンプライアンス委員会に報告する。また、職制ラインが機能していない場合は、公益通報窓口や監査役会に報告する体制となっている。
- ⑩ 監査役へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
「公益通報者保護に関する規定」に則り、会社は通報者等が通報または相談したことを理由に、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならないと定めている。
- ⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いを請求した場合、前払いを行う体制となっている。なお、当事業年度においては前払い等を行った実績はない。
- ⑫ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
業務監査室は、当社グループの内部監査結果について、定期的に監査役に報告している。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2020年4月1日期首残高	2,492	1,871	28,204	△1	32,566
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,189		△1,189
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			4,182		4,182
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動					-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	2,992	△0	2,992
2021年3月31日期末残高	2,492	1,871	31,196	△2	35,559

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 係 数 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2020年4月1日期首残高	16	△153	△168	△306	584	32,844
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△1,189
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						4,182
自 己 株 式 の 取 得						△0
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	6	△55	203	154	89	244
連結会計年度中の変動額合計	6	△55	203	154	89	3,236
2021年3月31日期末残高	22	△209	35	△151	674	36,081

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- (1) 連結子会社の数……………21社
- (2) 主要な連結子会社の名称……………カテリーナビルディング株式会社

日本コミュニティー株式会社

東京都保全股份有限公司

すべての子会社を連結の範囲に含めております。

なお、2020年8月に株式会社メイセイの株式を新たに取得し、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- (1) 持分法適用の関連会社の数……………3社
- (2) 主要な会社等の名称……………ハウズイング合人社沖繩株式会社

- 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項……………連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。但し、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

イ. 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ. 時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 未成工事支出金……………個別法による原価法

ロ. 原材料及び貯蔵品……………主として最終仕入原価法

ハ. 販売用不動産……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く)……………主として定率法
但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- ② 無形固定資産(リース資産を除く)……………定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売掛債権その他債権の貸倒に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③ 工事損失引当金……………受注工事の損失に備えるため、受注工事のうち、当連結会計年度末時点で損失が発生すると見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能な工事について翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。
- ④ 工事補償損失引当金……………請負、監理した工事の瑕疵に要する費用に充てるため、将来の見積り補償額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ① 当連結会計年度末までの進捗部分について
成果の確実性が認められる工事……………工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)
- ② その他工事……………工事完成基準
- (5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準……………在外子会社の資産・負債及び収益・費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

- (6) のれん償却方法及び償却期間……………のれんは20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却しております。
- (7) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法……………退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法……………数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（2～5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- (8) 消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「訴訟和解金」は金額的重要性が低いため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(重要な会計上の見積り)

1. のれんの減損

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん残高 781百万円

- (2) その他の情報

① 算出方法

のれんについては会社単位ごとにグルーピングを行っており、各連結子会社の将来収益計画を基礎とした超過収益力により算定しております。固定資産の減損に係る会計基準に従い、減損の兆候があり、将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

② 主要な仮定

建物管理事業においては、人件費等のコスト上昇を加味するとともに、営繕工事業では、業者間の競争の影響による受注率及び受注価額の低下、材料価額の変動等を加味して予算の基礎となる売上成長率及び原価上昇率、及び予算を超える期間の成長率を策定しております。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業展開する国内外の地域において一定程度の影響があり、将来キャッシュ・フローにマイナスの影響を与えるものと想定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

減損損失は主要な仮定に基づき見積りを行っているため、②主要な仮定に記載した仮定が悪化した場合、翌連結会計年度において減損損失が計上される可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	215百万円
建物	1,387百万円
土地	298百万円
計	1,901百万円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	43百万円
長期借入金	849百万円
計	893百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 5,368百万円

3. 受取手形裏書譲渡高 4百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 16,080,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	578	36.00	2020年3月31日	2020年6月29日
2020年11月11日 取締役会	普通株式	610	38.00	2020年9月30日	2020年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの次のとおり付議いたします。

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	675	42.00	2021年3月31日	2021年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画及び資金計画に照らして、必要な資金を調達することとしており、その調達方法は銀行借入による間接金融、または株式発行等による直接金融による方針であります。また、資金運用については預金等に限定しております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に純投資目的として保有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期性預金は、満期日において元本金額が全額支払われる安全性の高い金融商品ではありますが、デリバティブ内包型預金で当該契約は金利の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金には主に営業取引に係る資金調達であり、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、各事業部門における営業部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高管理を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

長期性預金については、満期日において元本金額が全額支払われる安全性の高い金融商品ではありますが、デリバティブ内包型預金で当該契約は金利の変動リスクに晒されているため、定期的に時価を把握する体制をとっております。

デリバティブ取引の執行・管理については、経営企画部長及び経営企画部財務担当者が取引の都度及び定期的に経営陣に報告をしており、また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき経営企画部が適時に資金繰り計画を作成・更新するなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	21,687	21,687	－
(2) 受取手形及び売掛金	18,979	18,979	－
(3) 投資有価証券 其他有価証券	325	325	－
(4) 長期性預金（*1）	300	300	0
資産計	41,292	41,292	0
(1) 支払手形及び買掛金	8,161	8,161	－
(2) 短期借入金	2,667	2,667	－
(3) 長期借入金（*2）	905	905	0
負債計	11,733	11,733	0

（*1）長期性預金は、連結貸借対照表の投資その他の資産の「その他」に含まれております。

（*2）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期性預金

これらは元利金の合計金額を同様の新規預金を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で当社の信用度と市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(連結貸借対照表計上額0百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(3)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都及びその他の地域において、賃貸用のオフィスビルや住宅等を保有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は176百万円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
3,769百万円	△38百万円	3,731百万円	4,098百万円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は自社使用から賃貸等不動産への用途変更(86百万円)、償却資産の取得(8百万円)であり、主な減少額は減価償却費(77百万円)、賃貸等不動産から自社使用への用途変更(43百万円)、為替換算差額(15百万円)であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定書に基づく金額、その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,202円19銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 260円11銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 減損損失に関する注記

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	減損損失
事業用資産	シンガポール	のれん	215百万円
事業用資産	シンガポール	建物	39百万円

当社グループでは、事業用資産について会社単位を基礎とした事業区分ごとにグルーピングを行っております。のれん及び建物は、シンガポールの子会社PROPELL INTEGRATED PTE LTDの事業用資産であります。シンガポールでの新型コロナウイルス感染症による事業環境の悪化を踏まえ事業計画を見直した結果、将来キャッシュフローが帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。回収可能価額は、現時点の事業計画を基礎とした将来キャッシュフローを2.78%で割引いて計算しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本計 合
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			利益剰余金計 合			
		資本剰余金計 合	資本剰余金計 合	利 益 剰 余 金	その他利益剰余金 別 途 積 立 金	繰越利益剰余金				
2020年4月1日期首残高	2,492	2,293	2,293	79	5,800	19,292	25,172	△1	29,956	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△1,189	△1,189		△1,189	
当期純利益						2,775	2,775		2,775	
自己株式の取得								△0	△0	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	1,585	1,585	△0	1,585	
2021年3月31日期末残高	2,492	2,293	2,293	79	5,800	20,878	26,757	△2	31,542	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2020年4月1日期首残高	15	15	29,972
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△1,189
当期純利益			2,775
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	5	5	5
事業年度中の変動額合計	5	5	1,591
2021年3月31日期末残高	21	21	31,563

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式……………移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・未成工事支出金……………個別法による原価法
- ・貯蔵品……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)……………主として定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)……………定額法

- ① ソフトウェア……………自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ② 顧客基盤……………10年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却を行っております。

(3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売掛債権その他債権の貸倒に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法……………退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法……………数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（2～5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 工事補償損失引当金……………請負、監理した工事の瑕疵に要する費用に充てるため、将来の見積り補償額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- (1) 当事業年度末までの進捗部分について
成果の確実性が認められる工事……………工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- (2) その他の工事……………工事完成基準

5. その他計算書類作成のための基本となる事項

- (1) 消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- (2) 退職給付に係る会計処理……………退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

（表示方法の変更）

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

（重要な会計上の見積り）

1. 関係会社株式の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
関係会社株式残高 5,602百万円
- (2) その他の情報

① 算出方法

関係会社株式の評価基準及び評価方法として、移動平均法に基づく原価法を採用しており、市場価格のない株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、当該減少額を減損損失として計上しております。実質価額には、将来収益計画を基礎とした将来キャッシュ・フローから算定される超過収益力を加味しております。

② 主要な仮定

建物管理事業においては、人件費等のコスト上昇を加味するとともに、営繕工事業では、業者間の競争の影響による受注率及び受注価額の低下、材料価額の変動等を加味して予算の基礎となる売上成長率及び原価上昇率、及び予算を超える期間の成長率を策定しております。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業展開する国内外の地域において一定程度の影響があり、将来キャッシュ・フローにマイナスの影響を与えるものと想定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

減損損失は主要な仮定に基づき見積りを行っているため、②主要な仮定に記載した仮定が悪化した場合、翌事業年度において減損損失が計上される可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	5百万円
土地	17百万円
計	23百万円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定長期借入金	-百万円
長期借入金	-百万円
計	-百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,058百万円

3. 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入金等に対し債務保証を行っております。

PROPELL INTEGRATED PTE LTD	4,427百万円
----------------------------	----------

4. 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する金銭債権・債務は区分掲記したもののほか次のものがあります。

(1) 短期金銭債権	951百万円
(2) 長期金銭債権	261百万円
(3) 短期金銭債務	845百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

(1) 売上高	147百万円
(2) 仕入高	5,955百万円
(3) 営業取引以外の取引高	20百万円

2. 関係会社株式評価損

シンガポールの子会社PROPELL INTEGRATED PTE LTD株式の実質価額が新型コロナウイルス感染症の影響により低下し、その回収可能性が認められないことから、実質価額が低下している部分について「関係会社株式評価損」を計上しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,823株	15株	－株	1,838株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	465百万円
退職給付引当金	69百万円
役員退職慰労金	17百万円
会員権評価損	73百万円
貸倒引当金	14百万円
減損損失	60百万円
関係会社株式評価損	417百万円
その他	304百万円

繰延税金資産小計 1,422百万円

評価性引当額※ △622百万円

繰延税金資産の合計 800百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△10百万円
前払年金費用	△44百万円

繰延税金負債の合計 △54百万円

繰延税金資産の純額 745百万円

※評価性引当額の主な増加要因は、関係会社株式を減損したことに伴う加算調整によるものです。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	カテリーナビルディング㈱	直接 100.0	役員 の兼 任 資 金 の 援 助	資金の貸付 利息の受取	- 12	短期貸付金 関係会社長期 貸付金	132 1,601 -
子会社	(株)伊勝	直接 90.0	資金 の 援 助	資金の貸付 利息の受取	2,025 4	短期貸付金	735 -
子会社	PROPELL INTEGRATED PTE LTD	直接 100.0	役員 の 兼 任	銀行借入等 に対する 債務保証	4,427	-	-

取引価格及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他取引条件は市場実勢を勘案し、交渉の上決定しております。なお、資金の貸付につきましては、担保は受入れておりません。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が過半 を有する 会社等	小佐野投資㈱	-	役員 の 兼 任	不動産の 借	12	前払費用	0

取引価格及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他取引条件は市場実勢を勘案し、交渉の上決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,963円14銭
2. 1株当たり当期純利益	172円64銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。